

バリュープラン定義書
(バリューコース)

2026年9月1日実施

JCOM マーケティング株式会社

目 次

1. 適用条件	1
2. 契約の締結等	1
3. 料 金	2
4. その他	2
付 則	3
[別表 1] 料金および消費税等相当額の算定方法	4
[別表 2] 料金表	5

バリュープラン定義書（以下「この定義書」といいます。）は、当社の J:COM ガス supplied by 京葉ガス ガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）にもとづき、料金その他の供給条件を定めたものです。

1. 適用条件

この定義書は、お客さまがこの定義書の適用を希望される場合に適用いたします。

2. 契約の締結等

- （1）この定義書に関する契約は、当社が申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。
- （2）申し込みの際、お客さまは、当社が定める申し込み方法により、当社に申し込んでいただきます。
- （3）新たにこの定義書にもとづき契約が成立した場合は、原則として契約成立日後、かつ、各種手続き完了後最初の定例検針日の翌日を契約開始日といたします。
- （4）当社は、この定義書にもとづく契約を2（3）に定める契約開始日からその前日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の小売約款に定める定例検針日（以下「定例検針日」といいます。）まで（以下「最低利用期間」といいます。）に解約されたお客さまが、同一需要場所でこの定義書、または当社の他のガス料金プラン定義書の適用の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更、または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
（（5）において同じ。）
- （5）当社は、お客さまが当社とこの定義書にもとづく契約の最低利用期間の経過前に同一需要場所で、この定義書にもとづく契約の解約と同時に他のガス料金プラン定義書の適用の申し込みをされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。

- (6) 当社は、お客さまが当社および京葉ガスとの他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金、延滞手数料または延滞利息を、それぞれのガス使用契約で定める支払期日を経過しても支払われていない場合は、この定義書の適用の申し込みを承諾できないことがあります。

3. 料 金

- (1) 当社は、別表の料金表を適用して料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

4. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

この定義書は、2020年10月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2026年4月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2026年8月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2026年9月1日から実施します。なお、2026年9月1日を含む料金算定期間の料金は、この定義書によります。

2. 旧ガス料金プラン定義書にもとづくガス使用契約

この定義書の実施日以前にガス使用契約をされた方は、この定義書に定める最低利用期間まで契約を継続いただくことに承諾いただいたものとみなします。この場合の最低利用期間の起算月は、契約開始日の前日が属する月の翌月といたします。

[別表 1] 料金および消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。ただし、別表 2 (1) に定める適用区分が料金表 A の区分にあたる場合の料金は、基本料金のみといたします。
- (2) 料金表の適用は以下のとおりとします。
- ① 基本料金は、別表 2 を適用いたします。
 - ② 従量料金は、別表 2 の基準単位料金または小売約款で規定する調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。(1 円未満の端数切り捨て)
- $$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

[別表 2] 料金表

(1) 適用区分

料金表 A 使用量が 0 立方メートルから 2 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 B 使用量が 2 立方メートルをこえ、20 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 C 使用量が 20 立方メートルをこえ、100 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 D 使用量が 100 立方メートルをこえ、350 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 E 使用量が 350 立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表

①料金表 A (消費税等相当額を含みます)

a. 基本料金

1 か月およびガスメーター 1 個につき	1, 3 3 0. 2 9 円
----------------------	-----------------

②料金表 B (消費税等相当額を含みます)

a. 基本料金

1 か月およびガスメーター 1 個につき	9 8 5. 1 0 円
----------------------	--------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 7 2. 0 6 円
-------------	--------------

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

③料金表C（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	1, 3 3 0. 9 9 円
---------------------	-----------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 5 4. 7 7 円
-------------	--------------

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

④料金表D（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	1, 5 1 0. 2 9 円
---------------------	-----------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 5 2. 9 8 円
-------------	--------------

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑤料金表E（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	6, 5 5 8. 3 7 円
---------------------	-----------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 3 8. 5 6 円
-------------	--------------

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

（3）延滞手数料 400 円（税込 440 円）